

令和3年度6月補正予算（第10号）案について（協力金等）

令和3年7月9日

千葉県総務部財政課

043-223-2076

7月12日から8月22日までの期間、まん延防止等重点措置を講じるべき区域を現在の12市から9市に変更した上で、引き続き、飲食店等への営業時間短縮等の要請を行うこととしました。

このため、

- ・ 営業時間短縮等に御協力いただく飲食店及び大規模施設等の皆様に支給する協力金
- ・ 飲食店における感染防止対策の現地確認に要する経費

について、補正予算を編成します。

また、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者について、事業継続支援金の上乗せ支給を行うこととしていましたが、今回のまん延防止等重点措置の延長に伴い、6月29日に公表した補正額を変更します。

これらの補正予算については、6月議会閉会日（7月13日）に追加提案します。

1 補正予算案の概要

補正予算規模 608億10百万円（補正後予算額2兆4,245億2百万円）

[歳入内訳]

- ・ 国庫支出金 608億10百万円（4,475億70百万円 5,083億80百万円）
（地方創生臨時交付金）

【参考】6月補正予算について

・ 当初提案	1,857億19百万円
・ 追加提案（6月23日）	
閉会日議決分	177億30百万円
先議分	347億60百万円
・ 追加提案（閉会日）	608億10百万円（6月29日公表分も含む）
合計	2,990億19百万円

2 補正予算の内容

千葉県感染拡大防止対策協力金事業（経済政策課） 60,100,000千円
（既定予算とあわせ 215,250,000千円）

県の要請期間（令和3年7月12日から8月22日まで）に、営業時間の短縮等を行った飲食店及び大規模施設等に対し、協力金を支給します。

1 飲食店に対する協力金 52,600,000千円（既定予算とあわせ 194,200,000千円）

[対象者] 県内全域の飲食店

[主な支給要件]

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底すること

まん延防止等重点措置区域にあっては、

- ・酒類の提供を原則として行わないこと
- ・酒類の提供を行う場合は、人数が2人までのグループに限り、入店から退店までの時間を90分以内とすること
- ・営業時間は午後8時（酒類の提供は午後7時）までとすること 等

[支給額] 以下の区分に応じて算定した日額×42日

(1) まん延防止等重点措置を講じるべき区域

（千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、柏市、市原市、浦安市）

〔中小企業〕前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・7万5,000円以下の場合：3万円〔日額〕
- ・7万5,000円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.4〔日額〕
- ・25万円を超える場合：10万円〔日額〕

〔大企業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4(上限20万円)〔日額〕

(2) その他区域

〔中小企業〕前年度又は前々年度の1日当たり売上高が、

- ・8万3,333円以下の場合：2万5千円〔日額〕
- ・8万3,333円～25万円の場合：前年度又は前々年度の1日当たり売上高×0.3〔日額〕
- ・25万円を超える場合：7万5千円〔日額〕

〔大企業〕前年度又は前々年度からの1日当たりの売上高の減少額×0.4〔日額〕

（上限額は、20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額）

中小企業は1日当たりの売上高に応じた支給となりますが、大企業と同様の方法を選択することも可能です。

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月22日までの日数分を支給します。新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

2 大規模施設等に対する協力金 7,500,000千円(既定予算とあわせ 21,050,000千円)

[対象施設]まん延防止等重点措置を講じるべき区域内の大規模施設及び当該施設内のテナント・出店者等

[支給対象]大規模施設:特別措置法24条9項に基づく要請に御協力いただいた1,000㎡超の施設
テナント・出店者等:上記施設又は要請に御協力いただいた1,000㎡超のイベント関連施設等の一部を賃借することにより、当該施設に来場した一般消費者を対象に飲食業以外の事業を営む事業者等

[支給額]原則下記の1日あたりの支給金額 × 「短縮した時間/本来の営業時間」 × 42日分

・大規模施設:休業面積1,000㎡毎に20万円/日

支給対象のテナント店舗等の数が10以上の場合、1店舗につき2千円が加算されます。

・テナント・出店者等:休業面積100㎡毎に2万円/日

[支給要件]20時から5時は営業を自粛すること

業種別ガイドライン等に基づく感染防止策を徹底すること等

7月12日から営業時間短縮要請に御協力いただけなかった場合においても、7月16日までに御協力いただいた場合は、協力を開始した日から8月22日までの日数分を支給します。新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、事業者への要請内容や区域等が変更になることがあります。その場合、協力金の支給額が変動することがあります。

飲食店の感染防止対策に関する現地調査事業(経営支援課) 400,000千円
(既定予算とあわせ 1,130,000千円)

まん延防止等重点措置を講じるべき区域の飲食店を中心に、感染防止対策の遵守徹底を図るため実施してきた現地調査について引き続き実施するとともに、対策や要請内容の遵守が不十分な店舗に対して、繰り返し調査を実施します。

[調査期間]令和3年7月14日~令和3年8月22日

[調査項目例]

- ・座席の間隔の確保 又は アクリル板等の設置
- ・手指消毒の徹底
- ・飲食時以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底
- ・酒類の提供ルール 及び 時短営業の遵守 など

千葉県中小企業等事業継続支援金事業（産業振興課） 310,000千円
（既提案分とあわせ 14,310,000千円）

まん延防止等重点措置等に伴い、飲食店への酒類の提供停止を含む時短要請等が長期間に及んでいることから、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者に対して、国の交付金制度の拡充を活用して、支援金を上乘せして支給します。

[支給対象者]

令和3年4月から8月までの期間について、各月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して、70%以上減少している酒類販売事業者

[上乘せ支給額]

法人20万円/月（4月から8月の5か月で最大100万円）

個人10万円/月（ " 50万円）

ただし、売上減少額から国の月次支援金の上限額（法人20万円/月、個人10万円/月）を控除した額が、上記の金額に満たない場合は、その額を上限とし、支給額は毎月ごとに算定することとします。

下記参考と併せて、法人は最大120万円、個人は最大60万円を支給します。

[申請受付期間] 令和3年8月上旬から令和3年12月末まで（予定）

本事業については、6月29日の公表の際、支給対象期間を令和3年4月から7月の4ヶ月としていましたが、まん延防止等重点措置が8月22日まで延長されることに伴い、支給対象月に8月を追加するとともに、予算を50,000千円増額し、310,000千円とします。

[参考：(6月23日追加提案) 令和3年度6月補正予算（第8号）]

千葉県中小企業等事業継続支援金事業【新規】（産業振興課） 14,000,000千円

長引く感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等を幅広く支援するため、法人20万円、個人事業主10万円を支給します。

[支給対象者]

令和3年4月～8月までのいずれかひと月の売上が、前年又は前々年の同月と比較して、30%以上減少した県内中小企業者等

千葉県感染拡大防止対策協力金事業の支給対象（飲食店、大規模施設・テナント等）となる場合については、対象となりません。

[支給額] 法人20万円 個人事業主10万円（いずれも1回限り）

[申請受付期間] 令和3年8月上旬から令和3年12月末まで（予定）

本事業については、6月17日の公表の際、売上減少の比較対象とする月を令和3年4月から7月のいずれかひと月としていましたが、まん延防止等重点措置が8月22日まで延長されることに伴い、売上減少の比較対象期間を1か月延長し、4月から8月とします。